

第 8 9 条 （付帯事業）	33
第 9 0 条 （事業期間等）	34
第 9 1 条 （使用目的）	34
第 9 2 条 （建物の貸付）	34
第 9 3 条 （付帯事業にかかる責任）	34
第 9 4 条 （甲への報告義務）	35
第 9 5 条 （付帯事業の監視）	35
第 9 6 条 （付帯事業の業務不履行に関する手続）	35
第 9 7 条 （付帯事業の解除）	35
第 9 8 条 （契約終了後の付帯施設の取扱い）	35
第 9 章 災害時の協力義務	35
第 9 9 条 （災害時の協力義務）	35
第 1 0 章 表明保証及び誓約	36
第 1 0 0 条 （事業者による事実の表明保証及び誓約）	36
第 1 0 1 条 （発注者による事実の表明保証及び誓約）	36
第 1 1 章 雜則	37
第 1 0 2 条 （解釈）	37
第 1 0 3 条 （関係者協議会）	37
附則	37
第 1 条 （融資団との協議）	37

第1章 総則

第1条（契約の目的）

本契約は、甲及び乙が相互に協力し、「本事業」を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第2条（用語等の解釈）

- 1 本契約において用いられる引用符付きの用語の意義は、別紙2に記載する用語の定義に定めるところによるものとする。
- 2 本契約における各条項の見出しさは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条（事業の趣旨の尊重）

- 1 乙は、「本事業」が災害対応機能と、平常時の防災意識の高揚、あわせて町の活性化や産業観光の振興に資する機能及び性能を備えた公共施設を整備し、かつ、その機能と性能を将来にわたって適切に維持管理及び運営する事業であることを十分に理解し、「本事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、「本事業」が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（秘密の保持）

甲又は乙は、本契約の締結過程及び履行過程で知り得た甲又は乙の秘密に属する事項及び情報を、相手方、相手方の代理人及び相手方が本契約の履行を目的として「本事業」の実施に係る業務を直接委託又は請け負わせる者以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、乙が「本事業」に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲又は乙が司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

第5条（共通事項）

- 1 本契約の履行に関して甲及び乙まで用いる言語は、日本語とする。
- 2 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本国通貨とする。
- 3 本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、「入札説明書等」、「事業契約書等」、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めによるものとする。
- 4 本契約の履行に関する期間の定めについては、「入札説明書等」、「事業契約書等」、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年

法律第89号) 及び会社法(平成17年法律第86号)の定めるところによるものとする。

- 5 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 本契約に関する紛争又は訴訟については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 7 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承認、解除及び指示は、書面により行わなければならない。

第2章 本事業の実施に関する事項

第6条 (本契約の期間)

本契約は、締結日からその効力を生じ、平成〇年〇月〇日に終了するものとする。
なお、この期間を本契約の事業期間とする。

第7条 (本事業の概要)

- 1 「本事業」は、「事業契約書等」に定める「調査業務」、「設計業務」、「建設業務」、「監理業務」、「本施設」の引渡し、「維持管理・運営業務」及びこれらの業務の実施にかかる資金調達と、これらに付随し関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、乙は「本事業」に関連のない事業を行ってはならない。
- 2 乙は、本件施設以外の施設を建設してはならない。
- 3 乙は「本施設」及び付帯する工作物について、抵当権、担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。
- 4 「本事業」は、「事業契約書等」、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い、乙が適正かつ確実に実施するものとし、甲は「事業契約書等」の定めるところにより乙による「本事業」の適正かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。
- 5 乙は、「事業契約書等」に定める「本事業」の実施に関する各業務を、本契約の事業期間内に完了するものとする。

第8条 (本事業に係る契約等の締結)

乙は、函南町を契約の相手方とする別紙による「維持管理・運営業務委託契約」を締結しなければならない。

第9条 (事業者に対する支払)

甲は、本契約の定めるところにより「PFI事業費」を乙に支払う。

第10条（遅延利息）

- 1 甲が、本契約に基づいて行うべき支払いを遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ年〇%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 2 乙が本契約に基づき行うべき甲への支払いを遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ年〇%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第11条（履行保証）

- 1 乙は、甲が管理者となる施設に係る「建設工事費等」に相当する金額の100分の10以上に相当する額を保険金額とし、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、本契約の締結後速やかにその履行保証保険に係る保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前各項の代りに、「設計企業」及び「建設企業」並びに「監理企業」をして、乙が被保険者となる履行保証保険契約を締結させる場合は、その締結と同時に当該保険金請求権に、第81条第1項及び第2項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を甲のために設定せしめるものとする。なお、その質権の設定費用は乙の負担とする。
- 3 前各項に定める履行保証保険契約に係るその他の条件については別紙に記載する「事業者等が付す保険等」に定めるものとする。

第12条（規定の適用関係）

- 1 「入札説明書等」、「事業契約書等」、「業務要求水準書」及び「事業計画書」の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、「事業契約書等」、「業務要求水準書」、「入札説明書等」、「事業計画書」の順に優先して適用されるものとする。
- 2 「事業契約書等」の書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 「事業計画書」と「業務要求水準書」の内容に差異がある場合は、「事業計画書」に記載された提案内容が「業務要求水準書」に記載された「業務要求水準」を上回るときに限り「事業計画書」が優先して適用されるものとする。
- 4 本契約、「維持管理・運営業務委託契約」は同等の契約として扱う。各契約間の内容に差異がある場合は、同一契約中に差異があるものとして取り扱うものとする。

第13条（責任の負担）

- 1 乙は、「事業契約書等」に特別の定めがある場合を除き、「本事業」を実施するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、「本事業」の実施に係る一切の責任を負うものとする。
- 2 甲は、本契約の定めるところにより甲が確認、通知をすることとされている事項について、当該確認、通知を行ったことを理由とする、「本事業」の実施に係る責任については、

これを負担しないものとする。

第14条（選定企業の使用等）

- 1 乙は、「事業契約書等」に定める業務の全部又は一部を「選定企業」に委託し、又は請負わせができるものとする。この場合において、甲は「選定企業」に委託又は請け負わせる契約において、「選定企業」に本事業に関する秘密保持義務を負わせるものとする。
- 2 乙は、「事業契約書等」に定める「設計業務」、「建設業務」、「監理業務」、「維持管理・運営業務」の全部又は一部を「選定企業」以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、第1項の定めるところにより「事業契約書等」に定める各業務を「選定企業」に委託し、又は請負わせようとするときは、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定期日の〇日前までに、甲に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、甲の確認を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 乙は、前項に定めるところにより甲の確認を受けた「選定企業」の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 乙は、前項に定める場合のほか、「選定企業」の責めに帰すべき事由によるものであるかを問わず、「選定企業」をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

第15条（選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止）

- 1 乙は、「設計企業」又は「監理企業」が乙から受託又は請負った本契約に定めのある「設計業務」又は「監理業務」の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、「建設企業」が乙から受託又は請負った建設業法（昭和24年法律第100号）の適用対象となる「本施設」の工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第22条第3項に定める承諾を行ってはならない。
- 3 乙は、「維持管理・運営企業」が乙から受託又は請負った「維持管理・運営業務」の全部又は主体的部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第16条（事業者の資金調達等）

- 1 「本事業」の実施に関する一切の費用は、「事業契約書等」で別に定める場合を除き、すべて乙が負担するものとし、また、「本事業」に関する乙の資金調達はすべて乙の責任において行うものとする。
- 2 甲は、乙が「本事業」を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性があり、乙から甲に対して支援の要請があった場合には、その支援を乙が受け取ることができるよう、可能な限りその協力をうるものとする。

第17条（財務書類の提出）

- 1 乙は、本契約記載の事業期間中の各「事業年度」最終日より〇ヶ月以内に、公認会計士又は監査法人による監査を受けた会社法第435条第1項から第3項に掲げる財務書類及び年間業務報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、本契約記載の事業期間の終了に至るまで、半期に係る財務書類を作成し、作成後速やかに甲に提出するものとする。また、甲が要求したときは、乙は遅滞なく、その財務状況を甲に対して報告しなければならない。
- 3 乙は、自らの株主総会において解散を決議したときは、代表取締役をして、遅滞なく甲に対してその旨を通知し、解散時の財産目録及び貸借対照表並びに解散事業年度の確定申告書の写しを甲に提出しなければならない。

第18条（保険加入義務）

- 1 乙は、自らの責任と費用負担により、「本事業」に関して、別紙「事業者等が付す保険等」に記載されている条件の保険を付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険を付したときは、その証券又はこれに代わるもの、直ちに甲に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第19条（公租公課の負担）

- 1 乙は、「事業契約書等」及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課のすべてを負担する。
- 2 甲は、本契約の定めるところにより乙に支払う「委託費」に係る「消費税」及び「地方消費税」を支払うものとする。
- 3 甲は、本契約に関連して生じるすべての公租公課について、本契約に特別の定めがある場合を除き負担しない。

第20条（許認可の取得等）

- 1 「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可は、乙が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、乙が「事業契約書等」に基づく義務を履行するため必要となる一切の届出は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただ

- し、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。
- 2 乙は、前項ただし書きに定める場合を除き、「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が甲の責に帰すべき事由による場合には、乙がその責任及び損害を負担するものとする。なお、増加費用の範囲及び金額及びその負担割合については、甲及び乙の間で協議するものとする。
- 3 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 乙は、「本事業」の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、「本事業」の終了時に甲に提出するものとする。
- 5 乙は、「本事業」の実施に係る許認可等の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しをその要請をした者に提出するものとする。

第21条（関連業務の調整）

- 1 乙は、甲及び「関連する業者等」等が、「本施設」に関して個別に発注する第三者の施工する工事が「本施設」の施工上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。
- 2 乙は、「維持管理・運営期間」中において、甲又は「関連する業者等」等の実施する業務等が、「事業契約書等」に定める「維持管理・運営業務」の実施に関連する場合は、甲及び「関連する業者等」等の実施する業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行うものとする。

第22条（法令変更による措置）

- 1 乙は、本契約の締結後において、法令の変更又は新設により、「本事業」の実施において増加費用の発生が予想される場合にあっては、第3項の場合を除き、これらの費用の増加が最小限となるように「本事業」を実施しなければならない。
- 2 甲は、前項によっても、なお乙に増加費用が発生し、増加費用発生の防止手段を合理的に期待できないと認める場合には、その費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については甲が乙と協議により定めるものとする。ただし、甲が過分の費用を負担する場合は、第76条に基づき本契約を解除し、第84条又は第87条に規定する措置をとることができるものとする。
- 3 本契約の締結後において、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置されたことにより、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税の追加的な費用負担が発生した場合は、以下の各号に定めるとおりとする。ただし、「消費税」及び「地方消費税」の税率変更により追加的な費用の負担が発生した場合は、以下の各号

にかかるかわらず甲が当該費用を負担する。

- 一 「本事業」の内容いかんにかかるかわらず、すべての者に影響する税制の変更又は新設の場合は、当該増加費用のすべてを乙が負担する。ただし、「本事業」の事業遂行上重大な支障があると認められる場合には、甲は乙と当該増加費用の負担について協議するものとする。
- 二 「本事業」又は国及び地方公共団体が所有する公共施設の建設、維持管理・運営に特別に又は類型的に影響を及ぼす税制が変更又は新設された場合は、当該増加費用のすべてを甲が負担する。
- 4 甲又は乙が、法令の変更若しくは新設又は既存の租税についての税率の変更又は技術革新等により、「PFI事業費」の減額を目的とした「業務要求水準書」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、第38条、第47条、第62条及び第63条の規定にかかるかわらず、甲又は乙は相手方に対して書面により「PFI事業費」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 5 前項の甲と乙との間における協議が整わない場合は、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

第23条（不可抗力による措置）

- 1 甲及び乙は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以後、本契約に基づく履行期日において履行できない義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は「不可抗力」により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項に定める通知を発した日以後、直ちに「本事業」の継続の可否について協議するものとし、「本事業」の継続に関して増加費用の発生又は「引渡日」の遅延が予想される場合にあっては、乙が当該増加費用の額又は遅延期間を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について甲と協議しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項の協議の結果をふまえ、本契約の締結後における「不可抗力」により生じる合理的な追加費用及び損害額を別紙に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担する。また、「引渡日」の遅延が見込まれる場合は、甲は乙と協議の上、「引渡日」を変更できるものとする。ただし、「本事業」の継続に過分の費用を要する場合は、甲は乙と協議の上、第76条に基づき、第84条又は第87条に規定する措置をとることができるものとする。

第24条（PFI事業費内訳書及び事業工程表）

- 1 乙は、本契約の締結日後〇日以内に「入札説明書等」、「事業契約書等」及び「事業計画

書」に基づき、「PFI事業費」の内訳書を作成し、甲に提出し、甲の了解を得なければならない。

- 2 乙は、本契約の締結日後〇日以内に「入札説明書等」、「事業契約書等」及び「事業計画書」に基づき、本契約の締結日から契約の期間の終了日までの「事業工程表」を作成し、甲に提出し、甲の了解を得なければならない。
- 3 乙は、「本事業」を「事業工程表」に従い実施するものとし、「事業工程表」において「本施設」の「引渡日」を確定させるものとする。ただし、「引渡日」は遅くとも平成〇年〇月〇日とする。
- 4 乙は、前項に定める「事業工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

第25条（権利義務の譲渡等）

- 1 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他一切の処分（他の法人との合併を含む。）を行ってはならない。
- 2 乙は、「本施設」について、抵当権、担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。
- 3 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。ただし、乙の「株主」であって、甲に「出資者誓約書」を提出しているものについては、この限りではない。
- 4 乙は、合理的な理由によりあらかじめ甲の承認を得た場合を除き、「選定企業」を変更してはならない。
- 5 甲は、第3項及び第4項に定める承認に際し、乙の経営若しくは「本事業」の安定性を著しく阻害し、又は「本事業」に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合等合理的な理由がある場合を除き、当該承認の留保又は遅延をしないものとする。

第26条（成果物及び本施設の利用及び著作権）

- 1 甲は、「基本設計書」及び「実施設計書」その他本契約に関する「業務要求水準書」及び甲の要求に基づき作成される一切の書類、図画、写真、映像等（以下「成果物」という。）並びに「本施設」について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 前項の「成果物」及び「本施設」が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作の権利の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が、「成果物」及び「本施設」を次の各号に掲げるところにより利用をすること

とができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

- 一 著作者名を表示せずに「成果物」の全部若しくは一部又は「本施設」の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。
 - 二 「成果物」を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - 三 「本施設」の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 四 「本施設」を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - 五 「本施設」を増築し、改築し、修繕又は模様替えにより改変し、取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。
ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 一 「成果物」及び「本施設」の内容を公表すること。
 - 二 「本施設」に乙の実名又は変名を表示すること。
 - 三 「成果物」を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第27条（著作権等の保証）

- 1 乙は、その作成する「成果物」及び関係書類が、「著作権等」を侵害するものではないことを甲に対して保証する。
- 2 乙は、その作成する「成果物」及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場合、その第三者に対してその損害の賠償の責任を負い、又は必要な措置を講じなければならない。

第28条（特許権等の使用）

乙は、「本事業」の実施にあたり、「特許権等」の対象となっている工事材料、施工方法、業務仕様等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第29条（用地の確保等）

- 1 甲は、本契約の鑑に記載された事業場所である用地を乙が「本事業」の実施上必要とする日までに確保しなければならない。
- 2 乙は、甲の得る河川占用許可条件により、「本施設」の「引渡日」までの間は、用地を無償で使用することができる。
- 3 乙は、確保された用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第30条（説明及び報告義務）

乙は、本契約に定めがある場合、又は甲の請求があるときは、乙及び「選定企業」が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、甲に説明及び報告しなければならない。

第3章 本施設の整備に関する事項

第1節 調査

第31条（調査業務）

- 1 乙は、必要に応じて、本契約の鑑に記載された事業場所における測量その他の関係する調査業務を実施することができる。
- 2 乙は、前項に定める調査を実施する場合は、調査に着手する前に調査計画書を作成し、甲に提出して確認を得なければならない。
- 3 乙は、第1項の調査を実施した結果、次条第1項に定める「貸与資料」の内容と相違する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなければならない。
- 4 前項の場合において、甲及び乙は、その対応について協議するものとする。
- 5 乙は、第1項に定める調査を終了したときは、業務要求水準に基づく調査報告としての成果品を作成し、甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、第1項に定める調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。

第32条（関係資料の貸与）

- 1 甲は、乙が実施する「調査業務」について、「貸与資料」を乙に貸与するものとする。
- 2 「貸与資料」において示された事実にかかる一切の責任は、乙が次項及び前条第3項に定める甲への通知又は確認の請求を怠った場合を除き、甲が負担するものとする。
- 3 乙は、「貸与資料」を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該「貸与資料」の内容等に誤り、欠如又は不明瞭等の事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなければならない。
- 4 前項の場合において、甲及び乙はその対応について協議するものとする。

第33条（調査等の第三者への委託等）

- 1 乙は、「選定企業」が第31条に定める「調査業務」の全部又は一部を他の第三者に委託し、又は請負わせることができる。
- 2 乙は、「選定企業」が「調査業務」の全部又は一部を第三者に委託又は請負わせようと

するときは、「調査業務」の委託又は請負に係る契約締結予定日の〇日前までに、甲に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書を提示し、甲の確認を受けなければならない。また、当該契約の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 3 乙は、「調査業務」の実施に係る第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責に帰すべき事由とみなす。

第34条（追加調査による費用負担）

- 1 第31条の調査費用は、「業務要求水準書」で指定されている範囲内のすべての調査については、乙の負担とし、それ以外の範囲において追加調査の必要があると甲が認め、追加費用が発生した場合は、甲が負担する。
- 2 甲は、前項に定める追加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担する場合には、当該追加費用の金額及び支払方法については甲が乙と協議により定めるものとする。また、甲は当該追加調査の実施により「引渡日」の遅延が見込まれる場合は、乙と協議の上、「引渡日」を変更できるものとする。ただし、乙は「引渡日」が平成〇年〇月〇日を越えないように努めるものとする。

第2節 設計

第35条（設計業務）

- 1 乙は、「設計企業」をして、建設省告示第1206号（昭和54年7月10日）別表第2による「設計業務」を本契約、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い実施させるものとする。
- 2 乙は、基本設計着手前に、「資格確認資料」に記載された管理技術者及び主任担当技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を受けなければならない。
- 3 乙は、基本設計着手前に、「設計業務」に係る「要求性能確認計画書」を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 乙は、基本設計着手前に、基本設計の着手日から「本施設」の引渡日までの「設計・施工工程表」を作成し、甲に提出するものとする。
- 5 乙は、基本設計の着手日から「設計業務」の完了日に至るまで、管理技術者及び主任担当技術者をして、「設計業務」に係る「要求性能確認計画書」に基づいて「設計業務」を管理するとともに、「業務要求水準」を達成していることを確認しなければならない。
- 6 乙は、基本設計の完了前に、「本施設」の各階平面図における諸室の配置等（以下「平面計画」という。）について甲と協議しなければならない。この場合の協議に要する日数は〇日以内とする。

- 7 乙は、前項における「平面計画」についての協議の終了後、基本設計を完了したと判断したときに、「業務要求水準書」に定める「基本設計書」を添えて甲に完了報告書を提出するものとする。
- 8 甲は、前項の完了報告書又は本項に定める是正後の「基本設計書」を受領したときは、「基本設計書」の内容が、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を当該完了報告書又は「基本設計書」を受領した日を含めて〇日以内に乙に書面で通知しなければならない。ただし、甲は、「基本設計書」の内容が、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に適合しないと認めるときは、乙に是正を求めることができる。
- 9 乙は、「業務要求水準書」に従い、「設計・施工工程表」に定めた日までに、別紙 に記載する「設計図書等」を甲に提出するものとする。

第36条（建築確認申請に関する説明及び報告）

乙は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に定める建築物の建築等に関する申請を行う前に、甲に対して建築確認申請書の副本の写しを添えて書面による事前説明を行うものとする。また、乙は、同法第6条第1項に定める確認を受けた後に、甲に対して建築確認済証の写しを添えて書面による事後報告を行うものとする。

第37条（対価内訳の提出）

- 1 乙は、基本設計の完了後において、「本施設」の「PFI事業費」の適正な管理を行うための基準となる「施設整備費」、「維持管理・運営費」及び「その他の費用」の内訳を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、平成〇年〇月〇日までに同年〇月〇日に於ける「基準金利」に基づき「函南町分支払金利」を再計算し、甲の確認を受けるものとし、甲は再計算結果をふまえ「PFI事業費」を確定し、乙との間で契約金額の変更を行うものとする。
- 3 前項の内訳は、「設計業務」の全部を完了した時点において、その費用を明確化し、「引渡日」の〇日前において、その内容の確定を行うものとする。

第38条（業務要求水準書の変更）

- 1 甲は、「業務要求水準書」の変更が必要であると認めるとき（第31条第4項及び第35条第4項に定める協議による場合を除く。）は、「業務要求水準書」の変更内容を記載した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した日から〇日以内に、甲に対して、その「業務要求水準書」変更に伴う措置、「引渡日」の遅延の有無、「施設整備費」及び「維持管理・運営費」の変動の有無を検討し、甲に書面により通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、技術革新等により「施設整備費」の減額を目的とした「業務要求水準書」

の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方に対して書面により「施設整備費」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

- 3 前項の甲及び乙との間における協議が整わない場合は、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、第1項に定める変更の請求、第31条第4項及び第32条第4項に定める協議により、「業務要求水準書」の変更に伴う措置を検討するにあたり、「引渡日」の遅延、「施設整備費」及び「維持管理・運営費」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように努めるものとする。
- 5 甲は、乙による第1項の検討結果をふまえ、「業務要求水準書」の変更の要否を決定し、乙に通知するものとし、乙は、甲からの「業務要求水準書」変更の通知に従うものとする。
- 6 甲は、第4項によっても、なお乙に増加費用が発生する場合は、乙と協議を行うこととし、甲がその増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとする。また、「引渡日」の遅延が見込まれる場合は、甲は乙と協議の上、「引渡日」を変更することができるものとする。

第39条（「設計図書等」の変更）

- 1 甲は、工期、「施設費」及び「維持管理・運営費」の変更を伴わず、かつ乙の提案の範囲を逸脱しない範囲で「設計図書等」の変更が必要であると認めるときは、「設計図書等」の変更内容を記載した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した日から〇日以内に、甲に対して、その「設計図書等」の変更の当否を甲に書面により通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受け取ってから〇日以内に、「設計図書等」の変更の要否を決定し、乙に通知するものとし、乙は、甲からの「設計図書等」変更の通知に従うものとする。

第40条（発注者による説明要求）

- 1 乙は、甲から「設計業務」の実施状況等についての質問を受けた場合は、当該質問を受領した日を含めて〇日以内に、甲に対して回答を行わなければならない。
- 2 甲は、「設計業務」の実施期間中、前項に定める乙からの回答に合理性が無いと認めた場合その他実施状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、隨時、「設計業務」の実施状況を確認できるものとする。

第3節 建設

第41条（建設業務）

- 1 乙は、「建設企業」をして、本契約、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い、「業務要求水準書」に定める建設工事、使用材料の詳細に係る確認の請求、「関連工事」との調整、既存地中障害物の撤去等を実施させるものとする。
- 2 乙は、「建設企業」との間で締結する建設請負契約において、「建設企業」が建設する「本施設」の所有権が乙に帰属する旨の特約を付すものとする。
- 3 乙は、「業務要求水準書」に従い、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理及び警備等を、善良な管理者の注意をもって行うよう努めるものとする。
- 4 乙は、「本施設」の建設工事に着手しようとする場合は、あらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 5 乙は、「本施設」の建設工事に着手する前に、「資格確認資料」に記載した建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を受けなければならない。
- 6 乙は、「本施設」の建設工事に着手する前に、監理技術者又は主任技術者をして、「業務要求水準書」に定める施工計画及び品質管理計画を作成しなければならない。
- 7 乙は、「本施設」の建設工事に着手する前に、「業務要求水準書」に従い「実施工程表」を作成し、甲に提出するものとする。
- 8 乙は、「本施設」の建設工事に着工した日から「引渡日」までの間、「業務要求水準書」に定める月間工程表を作成し、当該月間工程の前月末日までに甲に提出するものとする。
- 9 乙は、「本施設」の建設工事に着工した日から「引渡日」までの間、「業務要求水準書」に定めのある進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末に甲に提出するものとする。
- 10 乙は、第7項の「実施工程表」に記載された出来高予定と、第9項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして甲に報告するものとする。
- 11 乙は、「本施設」の建設工事の完成後に、別紙に記載する建設業務における提出書類等を作成し、甲に提出するものとする。
- 12 乙が使用する建設材料（専ら仮設に供するものは除く。）は新品とする。新品とは、未使用で概ね製造後一年以内で、適切に保管され当初の性能を有しているものとする。ただし、期間内であったとしても性能の劣化が生じるものは、当初の性能を有している期間までとする。
- 13 材料としてリサイクル製品を用いる場合、最良の品質が確認された時点で新品として扱うものとする。なお、乙は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、出来る限り環境物品等を選択するよう、努めるものとする。